

# ワーキングプア増加と社会保障制度改革

～ワーキングプアの増加、少子高齢化の社会情勢を踏まえ～

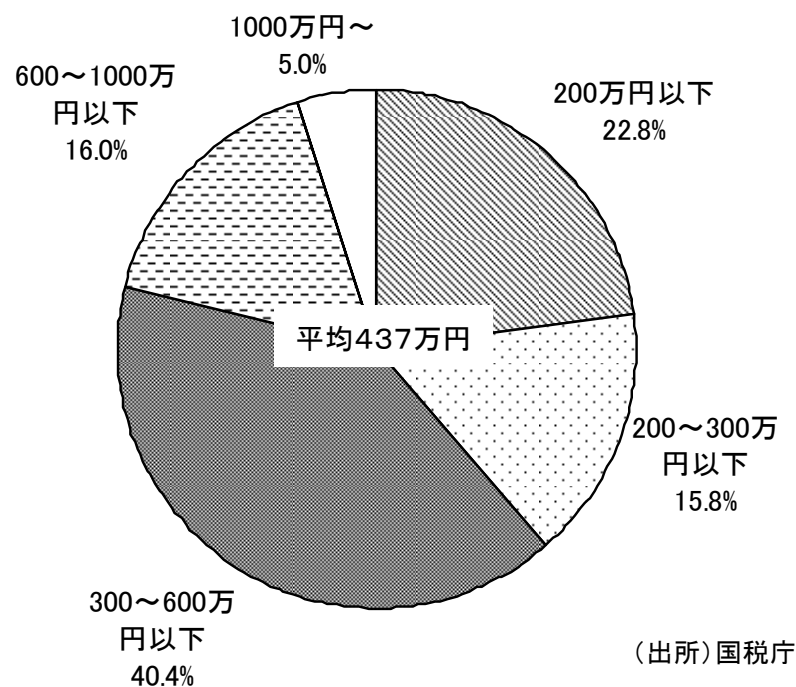
「理想の国家政策の基本は、すべての者が居場所を見つけ、少なくとも健康的な糧を賄う程度の収入が得られるような体制を整えることである。・・・国家の最大の関心は、すべての人が効率的で健康的で幸せになることである。」  
(『失業』ベヴァリッジ、1909年)

2008年9月

研究理事 中村 実

# ワーキングプアは1000万人を超えた

民間サラリーマンの年収分布(2007年)



生活保護対象者の内訳

	1965年	2005年
生活保護世帯	65万世帯	104万世帯
被保護者数	159万人	148万人
一世帯の人数	2.4人	1.4人
高齢者	23%	47%
傷病・障害者	29%	35%
母子家庭	14%	9%
その他	34%	9%

(出所) 厚生労働省

東京都の場合、夫婦と子供一人の3人家族の生活扶助費は年間198万円である。一方、年収200万円以下のワーキングプアは1032万人と民間労働者の5人に1人を占める(民間企業勤務者4543万人)。

# 格差の拡大と福祉国家の綻び

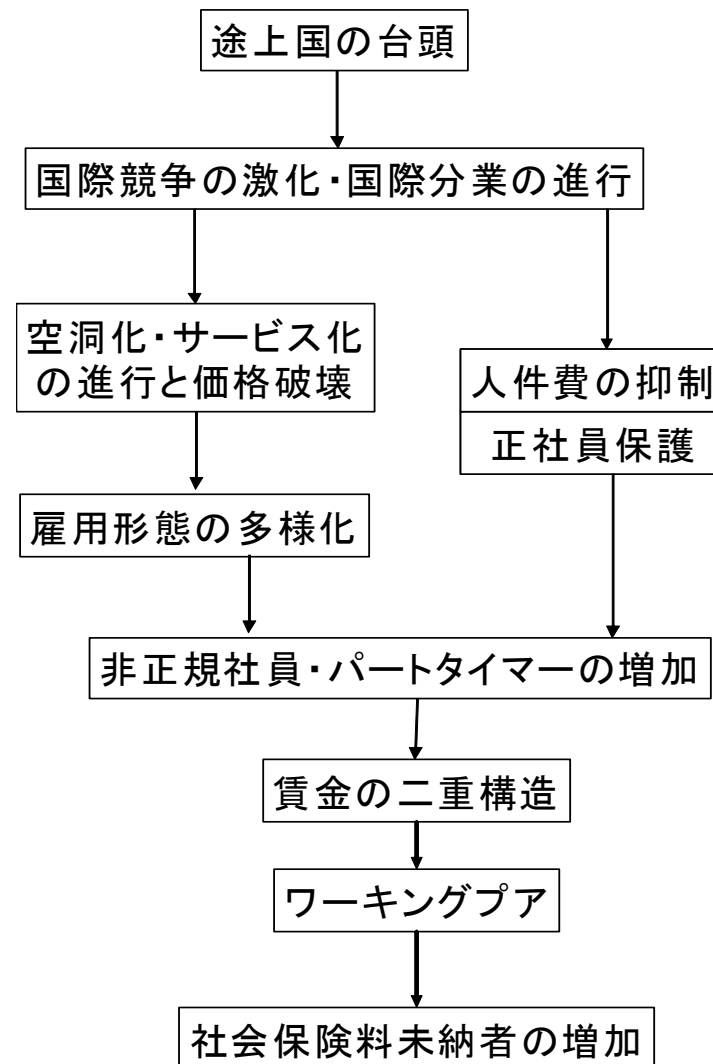
## ■ ベヴァリッジ報告\*(1942年)の失業、貧困対策

- ①男子製造業従業員の長期雇用
- ②政府主導の有効需要政策に基づいた完全雇用
- ③職業安定所、職業訓練所、失業保険(失業対策)
- ④公的年金(高齢者に対する経済支援)
- ⑤国が賄う医療
- ⑥児童手当の支給
- ⑦生活保護

■ 国民はそれぞれ自助努力によって生活を営むべきである。一方、報酬の一部を保険料として納めることで、失業保険、老齢年金を受けることができる。国は、社会保険制度を整備し、最低限の所得保障を行う。

## ■ 拠出を要件とするセーフティネット

注) イギリスの社会保障の基礎を固めた経済学者であるベヴァリッジが1942年に政府に提出した『社会保障及び関連サービス』の通称。この中で社会保障とはこうあるべきであるという具体案を提示し、戦後、労働党のスローガンとなり、「ベヴァリッジ原則」として、国民保険と国営医療サービスの2本柱からなる戦後イギリスの社会保障の枠組みのもとになった。



# 最低所得保障のための方策

---

1. (社会保険方式) 保険料を拠出することで、公的年金、医療、介護、失業保険を受けることが出来る(給付の要件は拠出)。近年は格差拡大の影響で、保険料の未納率が上昇している。
2. (ユニバーサル方式) 税を財源として全ての国民に給付を行う方式(カナダ、デンマークの基礎年金)。  
「基礎年金を消費税で賄う」とはユニバーサル方式に他ならない。
3. (行政審査方式) 行政による審査を経て給付を行うものの例としては、生活保護や障害者年金がある。所得が一定の水準に達しない人に税還付を行う負の所得税(ミルトン・フリードマンが唱えた)は、これの変形である。
4. 「負の所得税」方式の税還付はイギリス、アメリカ、フランスで行われているが、ワーキングプア対策として導入を検討すべきである。

# 米国EIC(Earned Income Credit : 勤労所得税額控除制度)

- 夫婦合算課税の場合の年収上限  
 子供なし: 14,590ドル未満  
 子供1人: 35,241ドル未満  
 子供2人以上: 39,783ドル未満  
 (参考) 単身: 12,590ドル未満
- 金融資産投資収益は2,900ドル以下であること
- 子供とは19歳未満、学生の場合は24歳未満
- 稼得収入(Earned Income)とは労働所得(給与、営業収入等)で、公的年金は含まない。
- EIC税制の他に「フードスタンプ」制度という低所得者対策もある。

## 米国EICによる税還付

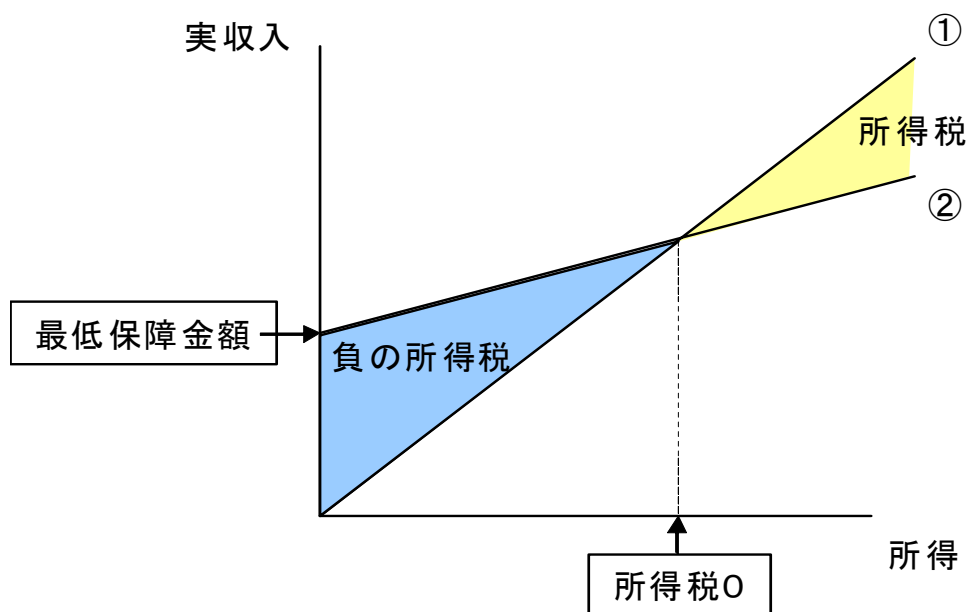
(単位:ドル)

稼得収入(①)	税還付(②)	③(①+②)	実収入上昇率 ③/①
5,000	1,990	6,990	1.4
10,000	3,990	13,990	1.4
15,000	4,716	19,716	1.3
20,000	4,172	24,172	1.2
25,000	3,119	28,119	1.1
30,000	2,066	32,066	1.1
35,000	1,013	36,013	1.0
40,000	0	40,000	1.0

(注) 夫婦合算税方式を採用した家族で夫婦と子供2人以上のケース  
 (出所) 米国IRS(米国内国歳入庁)2007年用

# EIC導入のイメージ

負の所得税のイメージ



米国のEICは、所得が所得税0の水準に満たない人への税を財源とした経済支援である。

年収240万円の場合、課税所得は-26万円(所得税0)、実質手取が216万円になるところ、26万円を負の所得税として受け取るため実質手取が242万円(216+26)となる。

(単位:万円)

	課税最低限	負の所得税
年収	283	240
給与所得控除	103	90
給与所得	180	150
社会保険料(10%)	28	24
基礎控除	38	38
配偶者控除	38	38
扶養控除	76	76
課税所得	0	-26
実質手取	255	216+26=242

(注) 夫婦と子ども2人の場合

# 財源の問題：所得税が財源となるか

## (1) 限界税率

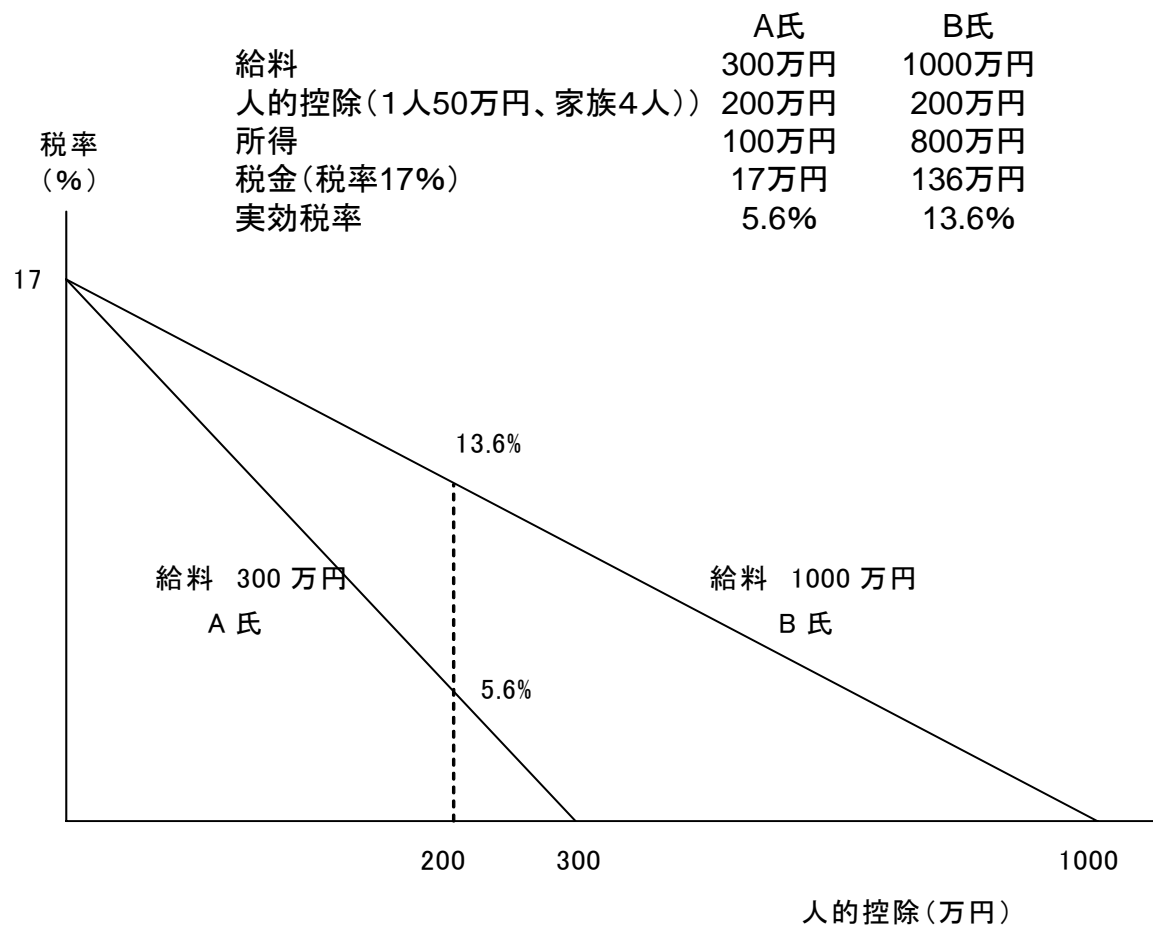
課税所得	限界税率(%)
～195万円	15
～330万円	20
～695万円	30
～900万円	33
～1800万円	43
1800万円～	50

(注) 所得税・地方住民税合計

## (2) 増収策

- ・限界税率の引き上げ
- ・所得控除の引き下げ

## (3) 課税最低限の引き下げと実効税率



# 消費税率20%の意味すること：利潤、利子、賃金への一律20%課税

1. 会社は株主のもの(会計学の前提): 経常利益に課税(現行法人税)
2. 会社とは、債権者がローン、株主が株を供給した事業推進形態: 金利支払い前の営業利益に課税
3. 会社は債権者、株主、従業員の契約の集合: 企業の付加価値に課税
4. 企業付加価値 = 賃金 + 利子 + 利潤 ..... (a)  
利潤 = 売上高 - 材料費 - 減価償却 - 賃金 - 利子 ..... (b)  
(b)を(a)に代入すると、  
企業付加価値 = 売上高 - 材料費 - 減価償却 (= 資本財購入) = 消費型付加価値税課税標準
5. 税の単純化: 法人税・所得税0、消費税率20%
6. 日本の現状

利潤	利子	賃金
法人税率30% 配当二重課税	20%源泉分離課税	所得税10%以下が大半

# 空洞化、経済活性化対策としての消費税

1. コストが人件費(600)のみで、毎年の投資が200、売上高が1000、法人税50%とする。  
売上高(1000) = 人件費(600) + 投資(200) + 法人税(200)  
法人税を廃止し、消費税を25%とする。  
= [人件費(600) + 投資(200)] + 消費税(200)
2. 国内物価は変化がないが、輸出は消費税前の裸価格で実施。輸出価格は1000から800に低下。
3. 成果に課税せず消費に課税することは、経済の活性化、輸出価格の低下、税収の安定につながる。

## 主要国の消費税率(%)

~9%	日本(5)、台湾(5)、カナダ(6)、スイス(7.6)、タイ(7)
10~15%	韓国(10)、ニュージーランド(12.5)、オーストラリア(10)、メキシコ(15)
16~20%	ドイツ(19)、オランダ(19)、イギリス(17.5)、スペイン(16)、フランス(19.6)、オーストリア(20)、イタリア(20)、中国(17)
21~25%	フィンランド(22)、デンマーク(25)、スウェーデン(25)、ノルウェー(25)、ベルギー(21)、アイルランド(21)、ポルトガル(21)

(出所)財務省(2007年1月現在)

## ここまでの要約と結論

1. 空洞化、経済活性化対策として、法人税を引き下げ、消費税を引き上げることを基本方針とすべきである。
2. 所得税の限界税率は既に50%と更なる引き上げは困難であり、増収を図るには課税最低限を引き下げるしかないが、それは消費税引き上げと大差ない。
3. 消費税を引き上げ、わが国に米国流のEICを取り入れることは格差是正のみならず、消費に対する刺激ともなる(低所得者の消費性向が上がる)。
4. 米国EICは子供のいる世帯を優遇しているが、わが国の場合、晩婚化に伴い少子化が進んでいる。米国とは異なり、子供のいない夫婦に対する配慮も必要とされる。

### 子供のいない夫婦・単身世帯に対するEIC

(単位:ドル)

稼得収入	単身	子供のいない夫婦
1000	78	78
2600	201	201
5600	428	428
7600	380	428
10000	196	349
12600	0	150
14600	0	0

(注)米国IRS(2007年用)

年収1000ドルの場合、夫婦と子供2人の世帯に比べると3600ドル少ない。

# 基礎年金の財源

---

基礎年金の財源を消費税とすべきとの考え方がある。2007年度の基礎年金支給額は18兆円で、これを消費税で賄うと消費税率は6.4%になる(消費税1%2.8兆円)。現在のモデル基礎年金水準(月額6.6万円)が将来(2025年)も変わらなかった場合の基礎年金給付額は28兆円(2025年の予想65歳以上人口3600万人)で消費税10%分に相当する。基礎年金をすべて消費税で賄うことについては、以下の反論がある。

- ① 2008年度末の普通国債残高553兆円と財政再建が必要な時期に消費税10%にあたる税金を公的年金にのみ充てることは妥当か。
- ② 保険料を支払った人に年金を給付する(現在の給付条件は25年の拠出)という原則を撤廃し、国民全てに無条件で給付するユニバーサル化を行ってよいのか。具体的には、年金世代にとっては保険料を二重に支払うことになる点が問題となっている。
- ③ 実質49%という国民年金保険料納付率から、保険料の徴収には限界があるとみなし、税方式に切り替えることは敗北主義である。
- ④ 厚生年金保険料は労使折半である。基礎年金を全額税方式にすることは企業負担の減少につながる。経済の空洞化を防ぐための企業負担軽減政策を認めるべきか。

# ヴェルナーのBI(Basic Income)(1)

---

1. 先進国では生産性の向上、途上国からの経済的な追い上げと直接投資の急増という状況下で、完全雇用は幻想となりつつある。
2. 現役世代が年金世代の年金、医療、介護を負担しており、広義の人件費が高くなる。このため、企業は合理化を進め、工場を海外に設けることになる。雇用は縮小し、働く現役世代の負担は更に重くなるという悪循環から抜け出す必要がある。
3. 各自が働いて得た収入から保険料を拠出することで、セーフティ・ネットが可能となる制度は限界を迎えた。
4. 共同体の構成員が生産活動に携わったという事実を踏まえ、各構成員に最低所得を保障した上で残りを自由市場で配分するBIが注目されている。
5. BIの理念は。労働と収入の分離である。
6. 生活保護、失業保険、老齢年金の制度は廃止し、消費税を財源として全ての国民に無条件に最低所得保障を行う完全BIの制度を検討すべきである。

## ヴェルナーのBI(Basic Income)(2)

---

6. ヴェルナーは月額最低1500ユーロのBI、消費税率50%を想定している(法人税、所得税なし)。
7. BIの導入により賃金は下がるものの収入は確保出来る。国民は生活のための労働に費やす時間が大幅に減り、個人にとっては新たな才能の発揮の機会も増えるだろう。BI導入の効果としては、国際競争力の上昇、失業・ワーキングプアの消滅、非営利活動の活性化、専業主婦の自立、官僚制の縮小等が期待される。
8. 単一消費税の経済効果:  
消費の少ない人の税金は少なく、消費が多いほど支払う消費税額が多くなる。個人の確定申告は不要となる。税は消費税のみとなり、資本はドイツに流入し、ドイツ製品の輸出価格は下がる。

(注)ヴェルナー:EU全域に渡るドラッグストアのオーナー

(出所)ゲッツ. W. ヴェルナー『ベーシック・インカム』(現代書館)

# 基礎年金について

1. 2009年度までに基礎年金の半額は公費で賄うことが決まっている。国民年金の場合、所得が低い人は保険料が免除される制度がある。

所得	57万円以下	93	141	189
保険料	全額免除	3/4免除	1/2免除	1/4免除
給付額	満額の1/2	満額の5/8	満額の3/4	満額の7/8
	(1/2)	(1/2+1/2×1/4)	(1/2+1/2×1/2)	(1/2+1/2×3/4)

2. 基礎年金の1/2は公費により賄われており、すでにユニバーサル化されている。
3. 基礎年金を、65歳以上の全ての人に支給する「高齢者向け最低所得保障」と捉えるならば、拠出額に見合った給付という考え方は不適當である。
4. 基礎年金の財源は消費税とし、企業負担を軽減し、国民全ての老後の最低所得保障とすべきである(部分BI)。

# 未納問題と二重負担

---

1. 公的年金制度は、少子高齢化の進行、そして保険料未納率の上昇という問題を抱えている。保険料未納率の上昇はセーフティネットからはみ出る人の増加を意味する。
2. その対策として、現在、自発的な保険料(定額)納付となっている国民年金に、消費税(税額5%と仮定)を充てる。その結果、保険料未納の問題はなくなる。また、分配の公正も達成できる。  
消費100万円(支払消費税額5万円)のA氏も消費1000万円(支払消費税額50万円)のB氏も、同じく65歳から月額6.6万円(現在の水準)の年金を支給される。
3. 年金世代の保険料支払が二重となることが障害となる。
4. 保険料制度の場合は現役負担が大きく、消費税方式とすると高齢者も負担することになる。少子高齢化が進行する中、現役世代のみが公的年金給付を負担することは困難である。

# 人口減社会、少子高齢化社会の到来

将来の予想人口を踏まえた上で、今後の社会を考えなくてはならない。

(単位:万人)

	2000年(A)	2025年(B)	(B)－(A)
0～19歳・・・①	2600	1700	－900
20～64歳・・・②	7900	6600	－1300
65歳以上・・・③	2200	3600	1400
合計	12700	11900	－800
②／③ (人) (注1)	3.6	1.8	
働く人の比率 (注2)	53	47	

(注1)一人の年金世代を支えるために必要な現役の人数

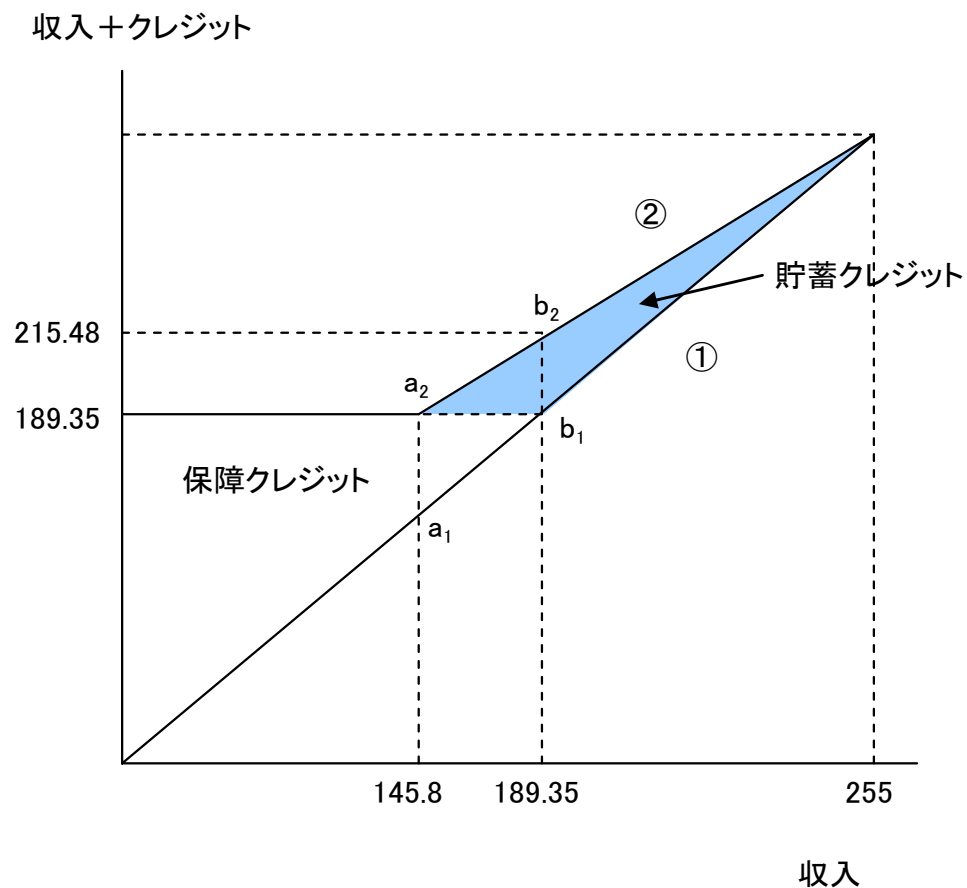
(注2)女性(20～64歳)の3割を専業主婦と仮定

(出所)国立社会保障・人口問題研究所(2008年)

# (参考)英国の老齢年金

- 基礎年金(夫婦二人で週約146ポンド)のみでは夫婦二人で生活は出来ない。そのため、189.35£を保障クレジットとした(生活保護とのセット)。
- 保障クレジット対象者には住宅補助費も支給する。
- 6000£以上の金融資産は、500£を収入1£で計算する。
- 更に貯蓄クレジットを設け、収入が多い場合、追加年金を支給する。

英国の年金クレジット



(注1) 妻が専業主婦の場合  
(出所)英国労働年金省